



2022年5月9日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 ト ー カ イ
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 小 野 木 孝 二
 (コード番号 : 9729 東証プライム)
問 合 せ 先 : 代 表 取 締 役 副 社 長 白 井 忠 彦
 (電話番号 : 058-263-5111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第67回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の記載の変更

現行定款第2条に定める目的について、当社及び子会社の事業の現状並びに法令名称変更等に即して記載を変更するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度施行に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第19条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日(水曜日)
定款変更の効力発生日 2022年6月29日(水曜日)

以 上

別 紙

変更の内容

(下線____は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目的) 当社は、次の各事業を営むことを目的とする。 (1) (条文省略) (6) (条文省略) (7) <u>医療用建物設備の管理、防災、保守、清掃、警備保障、害虫防除の請負</u> (8) (条文省略) (11) (条文省略) (12) 障害者 <u>自立</u> 支援法に基づく地域生活支援事業 (13) (条文省略) (29) (条文省略) (30) 労働者派遣業法に基づく <u>一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業</u> (31) (条文省略) (37) (条文省略)	第2条 (目的) (現行どおり) (1) (現行どおり) (6) (現行どおり) (7) 建物設備の管理、防災、保守、清掃、警備保障、害虫防除の請負 (8) (現行どおり) (11) (現行どおり) (12) 障害者 <u>総合</u> 支援法に基づく地域生活支援事業 (13) (現行どおり) (29) (現行どおり) (30) 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業 (31) (現行どおり) (37) (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
第18条	第18条
<u>第19条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第20条 〕 第41条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>第19条 (電子提供措置等)</u></p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第20条 〕 第41条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条 (電子提供措置に関する経過措置)</u></p> <p>定款第19条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上